

告 示

埼玉県告示第六百七十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年六月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）川越新富町一丁目計画

埼玉県川越市新富町一丁目二十番一

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 市道千三百四十六号線は歩行者・自転車の交通量が多いため、現状では隣接店舗で見通しが悪い店舗南東の住宅駐輪場出入口には、出庫灯設置等の安全対策をご検討下さい。

(2) 騒音苦情が発生しないように近隣住民へ配慮した運営を行って下さい。また、苦情が発生した場合には適切に対応して下さい。

(3) 児童・生徒の安全面につきまして、十分ご配慮いただきますよう、お願いいたします。

二 縦覧期間

平成三十年六月十二日から平成三十年七月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター